

2020年9月24日

石狩市長 加藤 龍幸 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会

共同代表：安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）
後藤言行（銭函海岸の自然を守る会）
在田一則（一般社団法人 北海道自然保護協会）
事務所：〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307
電話:090-6211-1602

石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書

現在、石狩湾では、複数の超巨大洋上風力発電事業の環境影響評価が進められており、その総基数は500基以上におよびます。秋田県のように一海域が複数海域に分割され、複数の事業者が参入できる可能性を考えて事業を進めていると明言する事業者もいます。そうなった時は、石狩湾は数百基の超巨大風車が林立する風車の海と化してしまいます。誤った国策により、常軌を逸した異常事態が起きつつあります。

国のエネルギー政策は正しいのでしょうか？ 人口減少を考慮せずに将来の電力需要を予測した数字も見かけます。昨年4月の「再エネ海域利用法」施行以来、洋上風車バブルという声も聞かれます。洋上風力発電の適地と言われる北海道日本海側に、無秩序に節操もなく刺さりこむ事業者たちに、漁業者をはじめ地域住民は踊らされています。これは地方の危機です。

北海道が設定した2020年度からの「第2期北海道創生総合戦略」の推進は、北海道の健全で豊かな自然環境が整っているからこそ、実現できるものと考えます。5つの重点戦略プロジェクトのうち、「心豊かに・北海道暮らし」プロジェクトでは、「持続可能な地域産業の振興」の枠組みの中に「厳しい経営下にある日本海漁業の振興」が挙げられています。

また、石狩市においても「第2次石狩市漁業振興計画」（2017～2021年）では、目指すべき姿として「持続可能で魅力ある漁業」が掲げられ、「第2期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020～2024年）においても「戦略目標3 「地域資源」からモノやしごとを創る」の中で、「栽培漁業の推進や漁業経営の向上を図るため、本市の代表的な魚種であるサケやニシンをはじめ、ハタハタやワカサギなど、安定した漁業資源を確保する」と書かれており、石狩湾では栽培漁業を推進し、沿岸漁業を持続可能にしていく方向性が示されています。このためには、何よりも石狩湾の自然が健全で豊かでなければなりません。

あるのが当たり前と思っている北海道の雄大で豊かな自然ですが、自然は絶妙なバランスの上に成り立っていることを忘れてはいないでしょうか。海の生態系がまだ解明されていない洋上での風力発電事業は沿岸の海洋も含めた生態系を破壊し、沿岸漁業を衰退させる危険性があります。

私たちは、石狩湾周辺に住むものとして、安全・安心な生活環境と私たちの暮らしと産業を

支える豊かな自然環境を守るために、また、北海道民として、北海道の再生不可能な価値を守るために、以下の洋上発電をめぐる状況と理由から、石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを強く求めます。

欧州における洋上風車の状況

洋上風車は、騒音と景観の問題を解決するために導入され、人が住む陸地から離れた沖合に風車が建設されるようになりました。最近の傾向として、単機の定格出力が 1.5 万 kW という超大型のものが実用化され、高さ 250m にもなる巨大風車の導入が進んでいます。出力が増すと風車から発生する騒音・低周波音・超低周波音の音圧レベルも高くなりますが、沖合に建設することで、人が住む陸地への波及を防ぎ、また、巨大な風車であっても小さく見え、あるいはほぼ見えなくなるため景観への影響が低減することから、欧州での洋上風車の建設場所は、現在、平均約 50km 沖となっています[1]。洋上風車の立地を認める離岸距離は、ドイツ・イギリス・オランダは 12 海里 (22.2km) 以上、デンマークは 12.5km 以上とされています[2]。

[1]”Status of Offshore Wind Energy Development in Germany” First Half of 2019
DEUTSCHE WINDGUARD

[2]電力中央研究所研究資料 No.Y19502 「再エネ海域利用法を考慮した洋上風力発電の利用対象海域に関する考察」2019 年 11 月 一般財団法人 電力中央研究所

日本における洋上風車の状況

現在、環境影響評価書あるいは準備書段階の国内の洋上風車の建設位置は、最大でも 4 km 沖となっています。一般海域を対象とする再エネ海域利用法では、12 海里 (22.2km) までの海域を扱うこととしており、この点が欧州と大きく異なっています。これは日本の周辺海域は欧州のように大陸棚が発達しておらず経費が安く工事が楽な着床式の建設を考えると、陸地から近い沿岸域に限られることになります。評価書や準備書によると、建設予定の洋上風車の規格は、最近の欧州のものと変わらない、単機出力 8,000~15,000kW が想定されているので、日本の洋上風車は、騒音や景観を全く配慮していないという、恐ろしい現実が見えてきます。

石狩湾における洋上風車の状況

現在、石狩湾一般海域で洋上風力発電事業を表明している事業者は 5 社となっています。コスモエコパワー株式会社は（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業（8,000~12,000kW・最大 125 基、出力 100 万 kW）、シーアイ北海道合同会社は（仮称）石狩湾洋上風力発電事業（5,000~15,000kW・最大 200 基、出力最大 100 万 kW）、石狩湾洋上風力発電合同会社は（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業（9,500~12,000kW・最大 140 基、出力最大 133 万 kW）の計画段階環境配慮書の縦覧を終了しました。株式会社 JERA は（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画（8,000~14,000kW・最大 65 基、最大 52 万 kW）の配慮書を本日まで縦覧中です。また、北海道電力株式会社も 30~50 万 kW の洋上風力発電事業推進を表明しています。

今後、まだ増え 10 社程が参入する状況になるとのことで、一促進区域に一事業者が選ばれることを考えると、異常事態と言えます。

去る 9 月 11 日、シーアイ北海道合同会社が進める（仮称）石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対して、厳しい環境大臣意見が出されました。国内希少種オジロワシ・オオワシの生息、ノスリの渡り経路への重大な影響、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定され

ており、海生生物への影響懸念、暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園内からの眺望景観への影響等を回避するためには計画の見直しを求めています。したがって、石狩湾での洋上風力発電事業に対しては、環境省も相当に慎重な姿勢を示しており、事業推進はすべきではないと考えます。

理由1 環境アセスと促進区域の指定

石狩湾一般海域は、まだ国から促進区域に指定されていません。促進区域になるためには、道の推薦後、一つの促進区域に一事業者が、入札の結果決定されます。それにも関わらず、事業者はすでに計画段階環境配慮書を作成しアセス手続きに続々と取り掛かっています。やっても無駄なアセス手続きを多くの事業者が取り組むことになれば、道の環境影響評価審議会や市の環境審議会はアセスの案件分の審議をしなければならず、委員は無駄骨を折ることになります。闇雲な参入をコントロールする仕組みが必要と思われます。検討を求めます。

理由2 ステークホルダー（利害関係者）として広い範囲の人々を

さらに事業者は重要なステークホルダーである漁業者と接触し、すでに話し合いが始まっています。お金での解決を国も勧めており、漁業者は漁場あるは漁業権を差し出すかわりにお金をもらう構図にはまってしまいます。その事業者が将来、事業を実施するかどうかが不確定であるにもかかわらず、漁業者との交渉が行われていくことに大きな疑問を感じます。

また、海域の利害関係者として、地域住民、自然保護団体、マリンスポーツ愛好者、水産試験場等の研究機関が促進協議会のメンバーに入っていないのはおかしいと思います。海は漁業者だけのものではありません。北海道で組織される促進協議会には、上記の人達を加えるようお願いいたします。

理由3 健康影響が大いに懸念されます。私たちはモルモットではありません！

WHO（世界保健機構）欧州事務所は、2018年に「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」を公表し、その中で、風車騒音について暫定的な勧告値（時間帯補正等価騒音レベルで45dB[10%の住民が高度の不快感を訴えるレベル、定常音換算で約39dB]）を示しています。「夜間の騒音のガイドライン」（1999年）では、低周波成分が多い風車音は音圧レベルが低くても影響が発生する可能性があるとして注意喚起しています。デンマークでは、風車騒音に対して、44dB、39dB等の規制値が定められており、さらに安全を確保するために、それよりも15dB低い値を超えないことが求められています（29dB、24dBを超えない）。

日本においては、環境省が「風車騒音に関する指針」（2017年）の中で、風車音は、低周波音・超低周波音を考慮しない単なる騒音（A特性）として扱ってよいこと、風車音による直接的な健康影響が生じる可能性は低いことなどが述べられております。一方、環境省による全国疫学調査の報告（2016年）では、風車騒音（41dBを超えると）と睡眠障害の有意な関連性が示されているが、睡眠障害を直接的な健康影響と認めていない点は大変不可解です。低周波音による健康影響は、消費者庁が調査したヒートポンプ式給湯設備による被害例、西名阪自動車道公害事件（高架式道路から発生した低周波音による被害）等が知られており、風車からの低周波音による健康被害例は世界中から報告されており、環境省がこのまま、風車音による健康

影響を認めず、海外のようにより安全側を考慮した規制値を設定しない状況が続くとしたら、全国の風車建設地周辺で健康被害が発生し続けることになるでしょう。現時点でも、全国各地から被害発生情報が発信されています。

洋上風車は特に単機出力が大きく、また総出力も大規模な計画がほとんどなので、離岸距離数キロの日本の洋上風車では、健康影響が大規模に発生することが予想されます。

オーストラリアにおいては、裁判所の判決として、風車音により健康影響が起これるということが結論づけられています。

石狩湾は、湾中央部以外は高い崖や山地が連なっており、冬季、大気に逆転層が発生した場合、低周波・超低周波音は減衰せずにより遠くまで届き（90kmに及ぶとの報告あり）、湾内で反射・増幅が起こる可能性があり大変危険です。また、曇りの日には、低周波・超低周波音が雲に反射し、予想外の被害を起こす可能性もあります。湾周辺には、積丹町・古平町・余市町・小樽市・札幌市・石狩市の、多くの住民が暮らしており、健康被害の発生が広範囲に及ぶことも想定されます。

理由4 景観が台無し！ 失われる海辺の自然の風景、日本海に沈む夕陽の光景

単機出力15,000kWの風車は高さ約250mにもおよび、札幌テレビ塔の1.7倍にもなります。これらの高い風車群は、石狩湾を取り囲んで存在する3町・3市の海水浴場や海を望む眺望点から嫌が応でも見ることになり、海辺の自然の風景を楽しむことはできなくなります。周辺の山々から石狩湾を眺望する時にも目に入るでしょう。特に石狩市厚田区からは、日本海に沈む夕陽の自然のままの様子を楽しむことができなくなり、観光資源を失うことになります。海辺に暮らす人々の生活景観にも影響が及びます。何よりも暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園内からの眺望景観も大きく損なわれます

理由5 天然記念物オジロワシのバードストライクはあってはならない

石狩湾周辺の崖を利用して繁殖しているカモメ類や海鳥類・周辺陸地に生息するオジロワシ・オオワシ等の稀少猛禽類への影響が強く懸念されます。石狩湾はノスリ等の渡りのルートでもあり、希少種を含む多くの野鳥が観察されており、影響は必至です。海鳥のための重要な海域も存在しており、心配の種は尽きません。コウモリ類への影響も同様です。

理由6 海の自然（生態系）への影響が心配です

石狩湾の面積の半分近くを占める水深50mより浅いエリアは、環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」となっています。ニシン・ハタハタ・スケトウダラ等、多くの魚類等の産卵場所・生育場所であり、またハヤブサやショウドウツバメなど各種の海鳥の繁殖場所になっています。多様な生物種が存続するために必要な重要な海域です。水産資源であるニシン・サケの稚魚は放流されると沿岸域で成長し幼魚となります。

海の自然を擁したニセコ積丹小樽国定公園と暑寒別天売焼尻国定公園も存在します。石狩湾は北海道の日本海側の自然の要の役割を担っていると考えられます。とりわけ、野鳥も含めた陸生・海生の膨大な生き物の種が存続するために必要不可欠な場所になっており、一帯の生態系のバランスを保っている最重要の場所だと考えられます。海流や漂砂への影響が砂浜の侵食

や海の生態系へ及ぶことも懸念されます。

理由7 漁業への影響はもっと心配 サケ、ニシン、シャコ、カレイ、ホッキは大丈夫？

工事中に発生する汚泥や衝撃的な杭打ち音、稼働時のブレードの回転などに伴う振動そのものや振動音が、海中や海底の魚類や貝類などの水産資源に影響を及ぼさないという科学的根拠はありません。カレイ類は石狩湾が主要な産卵場となっており、ここで生まれたカレイ類は海流に乗ってオホーツク海まで達することが明らかになっています。石狩湾の海洋生態系がダメージを受けた場合、その影響は広域に及ぶ危険性は極めて高いと考えることができます。

“HOME BY THE SEA”という YouTube 動画があり、北海で漁業を営む漁師達が、最近建設された洋上風車群により、漁場が衰退し、その惨状を訴えています。例えば、海底に打ち込まれたポールにより水流が変わり、海底の土壌構成が変わり、底生のヒラメ類が完全に姿を消したり、ホタテ貝の稚貝が風車建設工事期間中に大量死したり、産卵場所・繁殖場所に風車が建つともはや産卵できず、魚は消滅してしまう、風車が設置されると空気と水の流れが変わり大自然はひっくり返ってしまう、風車を建てる前にしっかりと調査をすべき等を訴えています。

経済産業省は、環境影響評価項目として海域の生態系については、調査手法等が確立していないので実施しなくてよいとしています。それは許されることではありません。調査ができないのならば、そこで風車建設はすべきではありません。

石狩市のある漁師さんは、「もう陸にも海にも風車はいらない」と語っていました。

先の総合戦略で「厳しい経営下にある日本海漁業の振興」が挙げられています。洋上風力発電の海洋生態系や漁業への影響は不明な部分が多いです。そうであるからこそ、厳しい経営下にある日本海漁業の振興の立場から洋上風力発電の開発は一層慎重に考える必要があります。北海道の日本海漁業の振興を目指すのであるならば、北海の例から、種の存続に重要な石狩湾において洋上風車建設はすべきではないことは自明です。

さらに、漁業を支える健全な仕組みが必要です。漁業者にとって飴と鞭を与えられるような状況は、絶対に好ましいものではありません。北海道の漁業者と漁業をしっかり守る方策を考えていただきたいものです。

以 上